

試験研究機器の売扱について（お知らせ）

令和7年12月8日

関係業者各位

地方独立行政法人山口県産業技術センター

平素から当センターの試験研究機器をご利用いただきありがとうございます。
このたび、当センターで不用となった試験研究機器の売扱について、下記のとおり現場説明会及び見積合わせを行いますので、お知らせします。

記

1 売扱内容

- (1)機器名
- (2)搬出期間
- (3)保管場所
- (4)売扱方法

「別紙1」に示す試験研究機器
令和8年1月23日(金)17時まで
山口県産業技術センター（山口県宇部市あすとぴあ4-1-1）
(1)の機器について、見積合わせにおいて最高額を提示した者をもって売扱先とします。（最高額が複数あった場合は、くじ引きにより決定します。）
なお、売却価格は、見積価格に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）となります。
また、機器には売却予定価格が設定されており、最高額が売却予定価格を下回った場合、売買契約を締結しません。

2 現場説明会

- (1)日 時

令和7年12月19日までに随時実施
集合説明は行いません。機器の実物を確認されたい場合は、別紙2
「現場説明申込書」によりお申込みください。なお、現場説明を受けず、見積書を提出することも認められます。

- (2)内 容

機器の現況・搬出経路などについて説明します。

3 見積書が無効となる場合

次の事項に該当する場合、その見積書は無効とします。

- (1)機器に対し、2件以上の見積書を提出したとき
- (2)見積書の記載事項が確認できないとき

4 見積書提出

- (1)提出期限
- (2)提出書類
- (3)その他

令和7年12月19日(金)17時（郵送同日必着）

- ①見積書【様式1】
- ②誓約書【様式2】

売扱先、売扱金額は締切後、速やかに当センターのホームページにおいて公表します。

5 その他

- (1)対象機器は設置場所での現状引渡しとなります。
- (2)売却決定後の手続きについては、別紙3「売却決定後の手続き」をご覧ください。

(担当)
総務・人事グループ 岡本
電話：0836-53-5050 FAX：0836-53-5070